

令和7年度 関西医科大学オール女性医師キャリアセンター  
育児中業務代替支援補助事業 実施要領

**1. 目的**

本学に勤務する医師が、4. に定める理由により休暇を取得又は遅刻や早退した際の業務を、交代し担当した医師に対し手当を支給することで、互いに働きやすい職場環境を整備し、業務の円滑な推進に繋がるよう支援することを目的とする。

**2. 業務代替支援を依頼する対象者**

本学附属の病院及びクリニックに勤務する医師又は歯科医師（短時間勤務正職員制度利用者、臨床研修医、研修歯科医を含む）で、0歳児から小学校6年生の子をもつ者。

※ 非常勤講師、非常勤の嘱託、研究医員、日々又は臨時に雇入れた者は除く。

**3. 手当支給の対象者**

本学附属の病院及びクリニックに勤務する医師又は歯科医師（短時間勤務正職員制度利用者、臨床研修医、研修歯科医を含む）。

※ 本学附属の病院又はクリニックと労働契約を締結している医師又は歯科医師も対象とする。

**4. 理由の範囲**

- (1) 子の病気・けが
- (2) 子の予防接種・健康診断
- (3) 感染症に伴う学級閉鎖等

**5. 内容**

手当支給の対象者に対し、予算の範囲内で1人あたり1時間3千円、1日9千円を上限として、手当を支給する。

**6. 期間**

実施期間：令和7年7月15日～令和8年2月21日

申請期限：令和8年2月27日【厳守】

※ 予算額に達した時点で終了することとする。

**7. 申請方法**

業務代替を依頼した医師は、速やかに下記の書類をオール女性医師キャリアセンター長に提出するものとする。

- (1) 育児中業務代替支援補助事業利用申請書（別紙様式1）
- (2) 対象となる子の年齢が証明できる書類の写し【初回利用時のみ】

## **8. その他**

当補助事業の利用者は、センターが実施するアンケートやセンターが求める活動に協力しなければならない。

## **9. 申請書などの提出先及び問合せ先**

オール女性医師キャリアセンター E-mail : ajcareer@hirakata.kmu.ac.jp  
内 線 : (80) 3855